

「フリマハリマオ規約」新旧対照表

改定前（2019年4月15日付）	改定後（2020年3月18日付）
<p>第六条 ユーザー登録等</p> <p>4.当社は、前項その他当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知します。かかる通知により登録希望者のユーザーとしての登録は完了し、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約（以下「利用契約」といいます。）がユーザーと当社間に成立します。</p>	<p>第六条 ユーザー登録等</p> <p>4.登録が完了すると、ユーザーのメールアドレスに登録完了のメールが自動的に通知されます。ただし、当社は、前項その他当社の基準に従って、登録後も当該ユーザーのユーザー登録を抹消することができるものとします。</p>
<p>第二十二条 禁止行為</p> <p>1.ユーザーは、本サービスにおいて、以下の各号のいずれかに該当する行為(以下「禁止行為」といいます。)を行ってはいけません。</p> <p>(8) Klang Valleyエリア外において出品もしくは購入する行為。</p> <p>(9) Klang Valleyエリア外にある自動車を出品する行為。</p>	<p>第二十二条 禁止行為</p> <p>1.ユーザーは、本サービスにおいて、以下の各号のいずれかに該当する行為(以下「禁止行為」といいます。)を行ってはいけません。</p> <p>(8)現車確認の際にTIGER SHOJI SDN BHDに来ることができないにもかかわらず、自動車を出品する行為</p> <p>(9)名義変更の際にKlang Valleyエリア内のJPJ(マレーシア陸運局)に来ることができないにもかかわらず、自動車を購入する行為</p>
<p>三十四条 有効期間</p> <p>利用契約は、ユーザーについて第六条に基づく登録が完了した日に効力を生じ、当該ユーザーの登録が取り消された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社とユーザーとの間で有効に存続するものとします。但し、利用契約が終了した場合であっても、利用契約終了前に成立していた本取引及び第十一条に定める出品者と当社との間の売買契約は存続するものとし、その限度で利用契約も有効に存続するものとします。</p>	<p>三十四条 有効期間</p> <p>利用契約は、ユーザーについて第六条に基づく登録が完了した日に効力を生じ、当該ユーザーの登録が取り消された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社とユーザーとの間で有効に存続するものとします。但し、利用契約が終了した場合であっても、利用契約終了前に成立していた本取引及び第十一条に定める出品者と購入者との間の売買契約は存続するものとし、その限度で利用契約も有効に存続するものとします。</p>
-	<p>四十二条 言語条項</p> <p>本規約の英語版と日本語版で相違や矛盾が発生する場合、英語版が優先するものとする。</p>